

医食同源米によって我が国の国難を解決するためのコンソーシアム規約

令和5年4月1日 制定

第1章 総則

1 名称

このコンソーシアムは、医食同源米によって我が国の国難を解決するためのコンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）という。

2 事務所

本コンソーシアムは、主たる事務所を東洋ライス株式会社内に置く。

3 目的

本コンソーシアムは「医食同源米によって我が国の国難を解決するためのコンソーシアムの設立趣意書」に基づき、全国又は地方自治体レベルで、産・官・学・消が一丸となって『医食同源米』を普及させ、我が国における以下の国難の解決を目指すことを目的とする。

- ① 国の財政を圧迫している医療費を大幅に減らすこと。
- ② 次代を担う子供や、出来れば妊婦の健康度を高めると共に、少子化を防ぐこと。
- ③ 認知症患者を減らすと共に、健康寿命を延長させ、介護費を減らすこと。
- ④ コメ消費量を増やし食料自給率の向上を図ること。
- ⑤ 休耕地を無くすと共に、コメの輸出によって海外の人々の健康長寿にも貢献すること。
- ⑥ コメの価値を高め、生産農家の意欲向上を図ること。

なお、コンソーシアムとは、それぞれ異なる産・官・学・消が互いに力を合わせて目的を果たそうとの、人格なき任意団体のことである。

また、ここでいう『産』とは、コメの生産者、精米業者、流通業者、実需者を、『官』とは行政を、『学』とは学識経験者を、『消』とは個人及び法人の消費者を指し、各分野における活動内容は下記に示す。

4 活動

本コンソーシアム会員は、医食同源米の普及を促進するため、それぞれの分野で次の活動を行う。

- ① コメの生産者は、美味で酵素活性度の高いコメ作りに努め、精米業者はそのコメを医食同源米の加工と供給に努め、流通業者は医食同源米の販売・普及に努め、

実需者は医食同源米を炊飯して消費者に提供・推奨する様に努める。

- ② 行政は、地域住民、特に園児、小中学生や妊婦などに対する医食同源米を活用した施策の展開に努める。
- ③ 学識経験者は、医食同源米が人々の健康に有益なことの涵養に努める。
- ④ 消費者は、個人では家庭において医食同源米を食する様に努める。法人では社内食堂などにて、職員に医食同源米を食する様に努める。また、個人・法人いずれも知人などにもそれを広める様に努める。

5 活動年度

本コンソーシアムの活動年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 構成員等

6 会員

- (1) 本コンソーシアムの会員は、趣旨に賛同する産・官・学・消によるものとする。
- (2) 会員になろうとする者および会員でなくなろうとする者は、世話役に申し出るものとする。また、いつでも申し出をするのみで入会・退会は自由とする。
- (3) 会費は無料とする。
- (4) 会員は次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当すること。
 - ② 反社会的勢力に該当しなくなった時から5年を経過していないこと。
 - ③ 利用者又はその経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - ④ コンソーシアムの和を乱す恐れのあるもの。

第3章 役員等

7 代表会員

- ① 産・官・学・消それぞれの会員から、合計8者以内の代表会員を置く。この場合、官及び学についてはそれぞれ1者、産についてはコメの生産者、精米業者、流通業者、実需者の各分野から1者ずつ、消については、個人及び法人の消費者から1者ずつ、代表会員を置くものとする。
- ② 代表会員は、総会において選任する。但し最初の年度のみ、それぞれの分野の最初の入会者が当該分野の代表会員となる。
- ③ 代表会員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。
- ④ 代表会員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の代表会員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

8 世話役

- ① 世話役は東洋ライス株式会社が行う。
- ② 世話役は本コンソーシアムの会員名簿を作成すると共に、新しい会員が参画や退会した際にも会員名簿に加え、適時に全会員に告知を行う。
- ③ 世話役は、コンソーシアムの活動に関して必要な取り組みの支援及び調整を行う。更に本コンソーシアムの運営上、資金が必要となった場合は、総会の決議の上、世話役が負担することとする。

第4章 総会

9 総会

- ① コンソーシアムの総会は必要に応じて開催することとし、呼びかけは世話役が行うものとする。
- ② 総会の議長は、世話役が務める。
- ③ 代表会員若しくはその代理人及び世話役の過半数が出席することで、総会は成立することとする。
- ④ 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- ⑤ 総会における議決が必要な事案について、出席者の議決権の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 雑則

10 その他

- ① 本コンソーシアム会員の情報については、世話役が適切に管理する。また、入手した情報については本コンソーシアムに関する以外目的には使用しない。
- ② 本コンソーシアム会員が医食同源米の加工または販売を行う場合、それが他人の工業所有権の実施にあたる場合は、了承を得ること。
- ③ 世話役は、必要に応じて本規約の改正を行い、コンソーシアム会員に報告する。なお、事前の通知なく改正される場合がある。

附則

- 1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 本コンソーシアムの設立初年度における代表会員の選任については、上記の「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、上記の任期に関わらず、令和6年3月31日までとする。
- 3 本コンソーシアムの設立初年度の活動年度については、上記の規定に関わらず、この規約の施行の日から当該年度の3月31日までとする。